共　通　事　項

[illegible]（〇－〇〇）[illegible]，（〇－〇〇）は建築工事標準詳細図（平成28年版）の詳細番号を示す。
「標準[illegible]適用」欄に「〇」があるものは，標準型建具とする。
[illegible]「A－〇，W－〇，S－〇」は，それぞれ気密性，水密性，耐風圧性を示す。それ以外は特記仕様書による。

表示略号	記号	建　具	略　号	ガラス	平面図表示建具金物記号	
	[illegible]	アルミ製戸	P	フロート板ガラス		
	AW	[illegible]ルミ製窓	F	型板ガラス	D DC (S)	[illegible]アクローザー（[illegible]ップ付き）D[illegible]クション機能付
	AG	[illegible]ルミ製がらり	NF	網入型板ガラス		
	PD	樹脂製戸	WF	線入型板ガラス		
	PW	樹脂製窓	NP	網入磨き[illegible]		
	S	鋼製三方枠	WP	線入[illegible]		ドア[illegible]（ストッ[illegible]）D付:ﾃﾞｨﾚｰﾄﾞｱｸｼｮ[illegible]
	SD	鋼製戸	HAP	熱[illegible]ロート板ガラス		
	SW	鋼製窓	HANP	[illegible]網入磨き板ガラス		
	SG	鋼製がらり	HAWP	[illegible]吸収線入磨き板ガラス		
	SS	重量シャッター	T	[illegible]化ガラス		フロアヒンジ
	LD	鋼製軽量戸	[illegible]	複層ガラス		ヒンジクローザー
	LS	軽量シャッター	[illegible]	熱線反射ガラス	平面図表示建具符号	
	SSD	ステンレス製戸	[illegible]	倍強度ガラス	整理番号	
	SSW	ステンレス製窓	L	[illegible]わせガラス	くつずり番号	
	SSG	ステンレス製がらり	Low-E	[illegible]ガラス	建具略号	
	OHD	オーバーヘ[illegible]ア				
	ACW	アルミ製[illegible]ール				
	WD	木製戸				
	H	ふすま				
	P	紙障子				

防火戸

（1）ヒューズ装置，熱感[illegible]煙感知[illegible]動は「備考」欄による。
（2）防火戸の種類は下表に[illegible]適用は[illegible]適用」欄による。

記　号	種　類
特	特定防火設備（遮炎[illegible]
防	防火設備（遮炎20分）

[illegible]	40（H＝2,400未満，扉1枚の[illegible],050以下）	[illegible]	[illegible]30（H＝1,000未満，扉1枚の幅＝950以下）
[illegible]	[illegible]（H＝2,400以上，扉1枚の[illegible]600以下）	[illegible]	[illegible]～36（H＝2,000未満，扉1枚の幅＝950以下）
SSD	[illegible]700以上，扉1枚の幅[illegible]00以下）	[illegible]	[illegible]36～40（H＝2,400未満，扉1枚の幅＝950以下）
[illegible]	60[illegible]扉1枚の幅＝[illegible]以下）	H	19.5（戸ぶすまは30）
[illegible]	36	P	30

形　状

（1）[illegible]600以下）は中桟なしと[illegible]
（2）排[illegible]は「備考」欄による。
（3）SDの[illegible]扉は特記以外，片面フラッシュ戸とする。
（4）便所片引[illegible]（・6－27－1　・6－27－2）による。
（5）がらりは，[illegible]し，外部はＩ型とする。（4－01－1）
（6）ダクト接続のが[illegible]方枠（4－52－7）（溶融亜鉛めっき鋼板 ㋐ 2.3mm（めっき[illegible]
F12）加工，見込み[illegible]mm，見付け30mm，SOP仕上げ）を付ける。

[illegible]げ

（1）[illegible]及びSGの仕上げは，特記以外はSOPとする。ただし，建物内部の場合はEP－G[illegible]
（2）LDの[illegible]及び縦小口包み板は（・ステンレス鋼板　・鋼板　・アルミニウム合金の押[illegible]）とする。
（3）簡易気密型扉の気密材との取合い部は，ステンレス ㋐ 鋼板1.5mmとする。
（4）SD及びLDのドアがらりは，鋼板製SOPとする。ただし，建物内部の場合はEP－Gとする。
（5）H（ふすま）の縁の仕上は、（・塗り縁　・素地[illegible]タンクリアー塗装）とする。

建具金物

（1）ドアクローザーの適用は建具配置図（平面図）に[illegible]
なお，ドアクローザーの取付けは室内側を原則とする[illegible]
（2）壁当たりとなる開き戸は壁面からの逃げ寸法を100mm程度[illegible]クローザー[illegible]わらず戸当りを設ける。
（3）クレセント及び排煙窓の操作レバーの位置は床面から1,500mm以[illegible]
（4）扉の握り玉及びレバーハンドルの取付け位置は床面から1,000mmとし[illegible]1,100mmとする。
（5）建具金物は下表による。
なお，標準型建具の[illegible]物は，標準仕様書16.4.6(ｲ)及び標準仕様書1[illegible]よる。

外部	一般扉	丁番[illegible]	シリンダー箱[illegible]ムターン）
	自由開き扉	FH（片自由[illegible]	シリンダー本締り[illegible]サムターン）
		[illegible]っ手（内外共）[illegible]HL仕上，L≒450）程度	
	自動ドア（ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾄﾞ[illegible]	[illegible]用本締り錠	
内部	一般室	[illegible]ヒンジ	シリン[illegible]錠（片面サムターン）
	湯沸室	[illegible]ヒンジ	モノロック（両面空錠）
	[illegible]所，洗面所	ピ[illegible]	錠なし
		取っ[illegible]はステンレス押棒（HL仕上，L≒450）程度	
	[illegible]製軽量自閉装置付引戸	自閉[illegible]（ストップ付き）　ステンレス製振れ止め軸	
		表示装置[illegible]閉装置・大型サムターン付き引戸錠（ロッド式）	
		引手（内[illegible]ステンレス押棒（HL仕上，L≒450）程度	
	随時閉鎖式防火戸	ヒンジクロ[illegible]（ピボット型，ストップなし）	ケースハンドル錠
	点検扉	軸吊りヒン[illegible]	点検口錠
	[illegible]	[illegible]（ストップ[illegible]	シリンダー本締り錠
		[illegible]手（内外共[illegible]ステンレス押棒（HL仕上，L≒450）程度	

（6）シリンダー箱錠，本締り[illegible]ん性能は下記による。
外部に面する建具の場[illegible]グレード1　※グレード2）
上記以外[illegible]※グレード1　・グレード2）

保[illegible]

電動式シャ[illegible]保護装置
標準仕[illegible]11.1(4)(ｱ)の保護スイッチ等
[illegible]
[illegible]書16.11.1(4)(ｲ)の急降下防止装[illegible]
[illegible]る（設置箇所：SS／　）
標[illegible]16.11.1(4)(ｳ)の障害物[illegible]
※[illegible]置箇所：SS／　）

屋内用防火シ[illegible]ーの保護装置
標準仕様書16.1[illegible]害防止機構
※設ける（設置[illegible]　）

電動式軽量シャッター
標準仕[illegible]11.1(4)(ｱ)の保護スイッチ等
※[illegible]
[illegible]書16.11.1(4)(ｳ)の障害物感知装置
[illegible]ける（設置箇所：LS／　）

[illegible]動オーバーヘッドドア
標準仕様書16.11.1(4)(ｳ)の障害物感知装置
※設ける（設置箇所：OHD／　）

符　号 枠回り記号の（　）内に記入する	(mm)
a	(115)
b	(125)
c	(135)
d	

アルミ製水切り板の幅による符号

記号								
姿図								特記なき建具の姿図は，（4－01－1）による
記号								
姿図								

建具表（1）

工事
設計図

符号	標準型建具の適用	建具形状 ( ) 内は欄間を示す 記号	建具形状 ( ) 内は欄間を示す 建具分類	数量	寸法 (mm) ( ) 内は欄間を示す 幅 (W)	寸法 (mm) ( ) 内は欄間を示す 高さ (H)	建具枠 枠見込 (mm)	建具枠 枠回り記号 枠一くつ	ガラス 種類	ガラス 厚さ (mm)	防火戸の適用	建具	備考

建具表 (2)	工事設計図